

国民健康保険税の計算方法(令和6年度)

* 国民健康保険税は、加入されるかたの人数、年齢及び所得によって算定されます。

1 医療保険分・後期高齢者支援金分

(1) 所得割

令和5年中の総所得金額 (3,000,000 円) - 基礎控除 (43 万円)

2,570,000 円

$\times 9.36 / 100 =$
(医療分 6.69/100、後期支援分 2.67/100)

所得割額

240,552 円

(2) 均等割

被保険者数

4 人

$\times 36,100 円 =$
(医療分 26,200 円、後期支援分 9,900 円)

均等割額

144,400 円

(3) 平等割

一世帯について

26,400 円 =
(医療分 19,500 円、後期支援分 6,900 円)

平等割額

26,400 円

A 医療保険分・後期高齢者支援金分 年税額

(1) + (2) + (3)

合 計

411,352 円

(限度額 89 万円)

(内訳: 医療分 65 万円、後期支援分 24 万円)

2 介護保険分 (被保険者に、40歳から64歳の方がいる場合に計算します。)

(1) 所得割

令和5年中の総所得金額 () 円 - 基礎控除 (43 万円)

円

$\times 2.42 / 100 =$

所得割額

円

(2) 均等割

被保険者数

人

$\times 11,600 円 =$

均等割額

円

(3) 平等割

一世帯について

6,400 円 =

平等割額

6,400 円

B 介護保険分 年税額

(1) + (2) + (3)

合 計

円

(限度額 17 万円)

国民健康保険税年税額

(A + B)

総 合 計

円

※ 上記内容は法令改正により変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

国民健康保険で安心な生活を

病気やけがをしたとき、お金が心配でお医者さんにかかることができなかつたら……。国民健康保険（国保）は、そのような心配をしないで治療に専念できるよう、日頃からみんなでお金を出し合い、互いに助け合おうという制度です。

国民健康保険税の税率等について

令和6年度の国民健康保険税（国保税）の税率等は下記の表のとおりです。

	※1 所得割率	均等割額 (被保険者1人につき)	平等割額 (1世帯につき)	限度額
医療保険分	6.69% (昨年度 6.20%)	26,200 円 (昨年度 26,100 円)	19,500 円 (昨年度 19,300 円)	650,000 円
※2 後期高齢者支援金分	2.67% (昨年度 2.40%)	9,900 円 (昨年度 9,700 円)	6,900 円 (昨年度 6,800 円)	240,000 円 (昨年度 220,000 円)
※3 介護保険分	2.42% (昨年度 2.28%)	11,600 円 (昨年度 11,100 円)	6,400 円 (昨年度 6,000 円)	170,000 円

※1 所得割の課税基礎額(基準総所得金額)は、令和5年中の(総所得金額+山林所得金額)－基礎控除(43万円)です。

※2 後期高齢者支援金とは、後期高齢者医療の現役世代(0歳から74歳)の負担分です。加入している保険の種類にかかわらずすべての現役世代が負担します。

※3 介護保険分は40歳から64歳の介護保険第2号被保険者に該当するかたのみ課税されます。

低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減

下表の基準所得額に満たない世帯は、国保税のうち均等割額と平等割額を軽減しています。

減額割合	減額の対象となる基準所得額
7割	前年中所得 43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)以下
5割	前年中所得 43万円+(29万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)) +10万円×(給与所得者等の数－1)以下
2割	前年中所得 43万円+(54万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)) +10万円×(給与所得者等の数－1)以下

※ 給与所得者等の数とは、一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上))を受けるかたです。

※ 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険の被保険者の資格を喪失したかたのうち、当該資格を喪失した前日以後、継続して同一の世帯に属するかたです。

※ この軽減を受けるためには、市民税申告等が必要です。所得未申告の場合は軽減が受けられません。

非自発的失業者のかたの国民健康保険税が軽減されます

会社都合等により失業されたかたのうち、現在国保に加入しているかた、今後加入するかたで、下記(1)～(3)のすべてに該当するかたは、雇用保険受給資格者証をお持ちの上、申告していただくと、該当されるかたの前年の給与所得を30/100として国保税を算定します。

なお、軽減期間は、「離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで」です。平成31年度分から対象です。

(1) 平成31年3月31日以降に失業されたかた

(2) 離職日の翌日時点で65歳未満のかた

(3) 雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)又は
雇用保険の特定理由離職者(雇止めなどによる離職)

※雇用保険受給資格者証の第1面の離職理由コード

① 特定受給資格者 11、12、21、22、31、32

② 特定理由離職者 23、33、34

(注)雇用保険受給資格者証のないかた及び申告をされなかつたかたは、軽減対象となりません。

※ 上記軽減制度のほかに、火災などの災害や病気、事業の休廃業等により世帯の所得が激減する場合は、国保税を減免する制度があります。詳細は、納期限の7日前までに保険医療課国保年金係までお尋ねください。